

周南市地域公共交通計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第2章 周南市の現状とまちづくりの方向性	現状の把握分析の記述であり、基本的に問題は無いと認識しております。ただし一部「市民アンケート」に基づいた記述がありますが、この場合アンケート内容(収集時期・収集方法・依頼人数・回収率・アンケート内容(公共交通のみのアンケートか、市制全般のアンケートか 等))の明示が必要と考えます。	巻末資料にアンケート調査の実施状況(収集時期・収集方法・依頼人数・回収率等)について掲載します。
2	第3章 周南市の公共交通における問題点と課題	「来訪者に対する便利な移動手段の提供」の記述ありましたが具体的施策の記述に乏しいと感じました。具体的施策実施宜しく御願ひ致します。 <例(あくまで例)> ・乗り継ぎの整備(実際の乗り継ぎ時刻の整備とともに乗り継ぎ情報発信の整備) ・公共交通機関基点からの個別交通機関整備と情報発信(タクシー、レンタサイクル・レンタカー)	来訪者に対する便利な移動手段の提供として、第6章6-2④交通結節点及び待合環境の整備、⑤公共交通に関する情報発信の強化によって具体的な事業を検討することとしており原案のとおりとします。
3	第5章 計画の目標	評価指数の「現状値」と「目標値」のみの表記となっておりますが、「現状値から引き上げます」とだけの記述と感ずます。「目標値」の正当性が全く判断出来ません。この様な「目標値」を設定する場合、過去からの値推移・目標値設定の根拠を示して初めて「目標値」に意味がある/妥当かどうか判断できる、その上で意見が出来る、と考えます。	目標値については、前期計画に設定した目標値を基に、現状値を踏まえて数値を設定していますので、原案のとおりとします。
4	第6章 計画に位置づける施策・事業とその実施主体等	「図87 事業の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ」「表9 事業の進捗管理の概要」で当案件の実施・検証主体とその期間が明示されておりますが、全案件「毎年度」=年1回の検証となっております。重要項目については、半年、年4回の検証を検討すべきと感じます。	事業全体の進捗管理を統一するため、原案のとおりとします。

周南市地域公共交通計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
5	計画全般	当案件、国・県との調整協力必要と感じますし、その旨本文中にも記載あると思いますが、「国・県に対して要望する/物申す」と言う視点が欠けていると感じます。必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨明示すべきと感じます。	計画において、施策を検討するうえで国・県等主体と考えられる団体を明記しておりますので、原案のとおりとします。
6	計画全般	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市との連携協力無しには成り立たない案件とします。又、「周辺自治体に対して要望する/物申す」と言う視点も不足している、と感じます。必要な施策法令については、市行政として周辺自治体にも直接あるいは所属組織を通じて要望要請していく旨明示すべきと感じます。記述追加等御検討宜しくお願い致します。	計画において、施策を検討するうえで考えられる団体を明記しておりますので、原案のとおりとします。
7	計画全般	各所で『公共交通を「使ってみよう』』の記述ありますものの具体策に乏しいと感じました。関係計画とあわせ、個々の具体的施策実施時に常に『公共交通を「使ってみよう』』の視点を盛り込んで行く様御対応宜しくお願い致します。 <例(あくまで例)> 市内外行事のチラシ・広報に公共交通機関時刻表掲載 (一部大型行事には掲載見られましたが小中規模行事では見かけること少なく(直近は感染症関係で催し自体少なく例示出来ません申し訳ありません。))	事業構築をする際に具体的な内容について検討します。
8	計画全般	公共交通機関に限らず「交通機関」使用者の多くが「企業従業員」と思われます。施策実施に際して、企業の協力を仰ぐのはもちろんの事、施策の通知広報教育についても企業への働きかけを重視願います。	第6章6-2⑤公共交通に関する情報発信の強化、⑧市民に対するモビリティ・マネジメントの施策を検討し、公共交通への転換を図る取組みを検討します。

周南市地域公共交通計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	計画全般	<p>計画内で「自転車」についての記述が少ないと感じます。公共交通機関施策と離れる点もあるかと思いますが、今後交通機関を語る上で、又それ以外でも「自転車」活用は必須と思われます。他計画と連携しての対応を宜しく御願い致します。</p> <p><例(あくまで例)> 「公共交通機関基点までの自転車移動についての施策」(駐輪場整備(各JR駅については記述ありましたがそれ以外不明。実際の駐輪場利用状況も当計画内では不明)等)他施策検討宜しく御願い致します。「自転車利用を重視とした道路整備」</p>	<p>第6章6-2①コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網の形成の施策において、地域の特性に応じたネットワークの形成について検討を行います。</p>
10	計画全般	<p>各ページ下部の「語句説明」付記は有難いです。但し、説明の無い「行政用語」「専門用語」散見されると感じます。説明実施語句と説明内容の再精査を宜しく御願い致します。パブリックコメント/意見募集では語句説明掲載必須とされます様宜しく御願い致します。当件の内容は地域性・専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、関係地域住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取りの実施を宜しく御願い致します。特に、公共交通機関を「利用したくても出来ない/利用が困難」な市民の意見に、「全ての市民の玄関から、の公共交通」は無理な中でどう希望に答えるか、を念頭に施策実施願います。『「公共交通」は手段であり絶対目的ではない』(各人にモノ・サービス・情報が行き届く環境が重要(医療、緊急案件等一部例外あり))と言うのは極論ですが、その様な視点も踏まえた上で関係計画と連携し最適な市制実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>交通事業者、行政、市民団体等で構成する周南市地域公共交通会議において、直接意見をいただいています。具体的な事業検討にあたっては、交通会議において様々なご意見を伺いながら事業構築に努めてまいります。</p>
11	計画全般	<p>各ページ「図」「表」に通し番号が付いているのは有難いです。各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号を設定する様御対応宜しく御願い致します。本文・表中年数表記の多くが西暦元号併記となっており、経過・年次比較がわかりやすかったですが、一部元号のみの表記が見られました。年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一を宜しく御願い致します。市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一されます様御対応御願い致します。</p>	<p>西暦元号併記については、スペース等も考慮し計画書の見やすさに配慮した記載としていますので、原案のとおりとします。</p>

周南市地域公共交通計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
12	計画全般	<p>資料では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列経過案件については年表表記 ・数値の増減、推移比較にはグラフ図示 ・地域地形関係は地図図示での表記 <p>をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>年表表記や地図図示については、必要に応じて表記を行い、分かりやすい計画の策定に努めてまいります。</p>
13	計画全般	<p>渋滞や事故の危険の少ないモノレールや路面電車があれば安心かつ便利では。緊急車両専用の道もあれば良いかな。下記URLにある画像はロシアの路面電車ですが、これに負けなようなカッコいいの希望です。 https://www.pinterest.jp/pin/658651514228838444/</p>	<p>事業を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
14	意見募集について	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひます(記事の場合は把握している範囲内)。(市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。)今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能なはず)の理由を明示願ひます。市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願ひます。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願ひます。)</p>	<p>限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えすることから、原則、一度のみの掲載としています。 例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。 本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。</p>

周南市地域公共交通計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
15	意見募集について	<p>当案件、80ページ程の内容、又意見作成のためには本来他本文中関係法令・計画等施策も確認すべきと考えます。又、募集期間中に別案件の意見募集(5件確認内2件は資料200ページ超)も実施されております。その上、個々で指摘しておりますがデータ等表記不足多々あると感じます。その様な意見募集を、1ヶ月の期間設定は短く考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。)市民=主権者からの、期間不足・記述不足・データ不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)</p>	<p>周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として歴月で1ヶ月となっております。本計画(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。なお、期間内でパブリックコメントの目的は達成できていると考えるため、再実施はいたしません。</p>
16	意見募集について	<p>前述しましたが、当意見募集同時期に別途数件の意見募集が実施されております。パブリックコメント(意見募集)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 <p>と言った対応を常時実施願います。 (必要であれば条例修正等実施願います。)</p> <p>前述意見、市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回期間重複案件有で募集期間1ヶ月ままでした。意見に対する対応無かった理由を明示願います。</p>	<p>パブリックコメントの案件や実施件数等によっては、時期が年末年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。</p>